

広島県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和五年十月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

平成二十五年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十五年五月三十一日提出の「寺田稔員後援会」の平成二十四年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
寺田稔員後援会	収入・支出の総額 収入総額 (前年からの繰越額) 支出総額 支出の内訳 政治活動費	収入・支出の総額 収入総額 (前年からの繰越額) 支出総額 支出の内訳 政治活動費 その他の経費	令和五年 九月二日
	35,242,827 円 818,782 円 34,767,475 円 34,767,475 円 14,920,309 円	41,242,827 円 6,818,782 円 40,767,475 円 40,767,475 円 20,920,309 円 6,000,000 円	